

5・6月に複合健診を申し込んでいた人の健診日程を12月に変更します

☎すこやか未来課保健センター
☎63-1133

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5・6月の複合健診は中止しました。5・6月に申し込みをしていた人については、感染症の状況を考慮しながら12月に実施をする予定です。

11月ごろに健診日を指定した受診票を送付します。すでにお持ちの受診票は破棄してください
※振替日程は、お住いの地区や健診内容によって決定します。希望日の聴取は行っておりませんのでご了承ください。なお、健診日の都合が悪い場合は日程変更が可能です。

- 振替日程 12月中の18日間
- 健診会場 市役所、文化センター、中央公民館、万田炭鉱館、みどり蒼生館、小岱工芸館

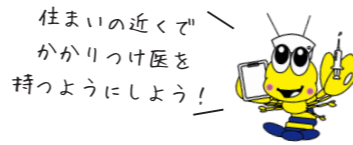
10月の健診を申し込んでいる人へ

10月の健診は感染症の状況を考慮しながら実施する予定です。受診票は9月下旬～10月上旬に送付します。なお、健診日の都合が悪い場合は日程変更が可能です。

子ども医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費助成

☎子育て支援課給付係 ☎63-1417
☎福祉課福祉係 ☎63-1406

受給者の皆さんが病院などで診療を受けたときや、調剤薬局で薬剤の処方を受けたときなどに支払った一部負担金（保険適用分）を、申請に基づき全額または一部を口座に振り込む方式で助成しています。子ども医療の受給者は熊本県内（社会保険に加入している人は大牟田市も）の外来受診をする際、保険証と子ども医療受給資格者証を提示すると、医療機関窓口で助成が受けられます。



| 種類 | 対象者 | 自己負担金 (1医療機関・1カ月あたり) | 資格 取得日 | 手続きに 必要なもの |
|------------|--|---|-------------------|--|
| 子ども医療費 | 0～15歳 (中学生まで) | 自己負担なし | 誕生日 または 転入日 | ●健康保険証 ●預貯金通帳 ●マイナンバーがわかるもの |
| ひとり親家庭等医療費 | ●ひとり親家庭などで、満20歳未満の児童を扶養している父か母 ●ひとり親家庭などの児童 ●父母がいない児童 ※満18歳になった最初の3月31日まで | 父か母：一部負担金の1/3 児童：自己負担なし ※前年の所得により助成が停止になる場合あり | 申請日の翌月の初日 | ●健康保険証 ●預貯金通帳 ●戸籍謄本 ●マイナンバーがわかるもの |
| 重度心身障害者医療費 | ●身体障害者手帳1・2級の人 ●療育手帳A1・A2判定の人 ●精神障害者保健福祉手帳(障害者手帳)1級の人 | ①入院2,040円 ②入院外★1,020円 ※前年の所得により助成が停止になる場合あり | 申請日の翌月の初日 | ●健康保険証 ●預貯金通帳 ●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のどれか ●マイナンバーがわかるもの ※本人以外が手続きをする場合は認印が必要 |

★入院外…通院、訪問看護、柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師などの保険適用分の施術

注意事項

- ◎制度の利用には、前もって手続きをし、受給資格の認定を受ける必要があります。認定者には「受給資格者証」を交付します。
- ◎助成申請できるのは、診療を受けた月の翌月から1年以内です。
- ◎健康保険の高額療養費や家族療養附加給付金など、他の制度から医療費が給付されるときは、一部負担金から差し引いた額が助成対象です。
- ◎お持ちの受給者資格証の有効期限が平成表記になっていても継続して使えます。

介護保険負担割合証を送付します

☎保険介護課介護保険係 ☎63-1418

総合事業対象者と要介護（要支援）認定者へ令和3年度分の介護保険負担割合証を7月中旬に発送します。手元に届いた介護保険負担割合証は担当ケアマネジャーにご提示ください。



8月から高額介護サービス費の基準が変わります

☎保険介護課介護保険係
☎63-1418

高額介護サービス費は、同じ月に利用した介護サービス利用者負担分の合計が高額になり、下記の限度額を超えたとき、超えた分が払い戻される

制度です。制度の利用には申請が必要です。詳しくは問い合わせください。

●持ってくるもの 通帳

変更点 現役並み所得相当の人※の区分が細分化されます。(太枠)部分

●令和3年7月まで

| 区分 | 限度額 |
|--|------------------------------|
| 現役並み所得相当の人※ | 4万4,400円(世帯) |
| 市民税課税世帯の人 | 4万4,400円(世帯) |
| 世帯全員が市民税非課税 | 2万4,600円(世帯) |
| ・老齢福祉年金受給者の人 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人など | 2万4,600円(世帯) 1万5,000円(個人) |
| 生活保護受給者の人 | 1万5,000円 |

※同一世帯内に65歳以上で課税所得★145万円以上の人がある人。単身世帯で収入が383万円未満、65歳以上の人2人以上の世帯で収入の合計が520万円未満の場合は、「市民税課税世帯の方」と同様の限度額になります。
★課税所得とは、収入から公的年金等控除、必要経費、給与所得控除等の地方税法上の控除金額を差し引いた後の金額のことです。



●令和3年8月から

| 区分 | 限度額 |
|--|--|
| 現役並み所得相当の人※ | 課税所得690万円以上 14万100円(世帯) 課税所得380万円以上 9万3,000円(世帯) 課税所得145万円以上 4万4,400円(世帯) |
| 市民税課税世帯の人 | 4万4,400円(世帯) |
| 世帯全員が市民税非課税 | 2万4,600円(世帯) |
| ・老齢福祉年金受給者の人 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人など | 2万4,600円(世帯) 1万5,000円(個人) |
| 生活保護受給者の人 | 1万5,000円 |